

生駒市市民自治検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 本市における市民自治の基本理念、市民参加、市民との協働及び市政運営の基本原則等に関する生駒市市民自治基本構想に基づく条例案を検討するため、生駒市市民自治検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、生駒市市民自治基本構想に基づく条例案について検討し、その結果をとりまとめて市長に提言を行うものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員40人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）市議会議員

（2）学識経験を有する者

（3）市内関係団体の代表者

（4）公募による市民

（5）市職員

（6）その他市長が必要と認める者

3 前項第4号に掲げる市民の中から委嘱する委員の選考方法等については、別に定める。

（任期）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する提言を市長に提出する日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長1名、副委員長2名を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長があらか

じめ指名した順序によって、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(部会)

第7条 委員会に必要な応じ部会を置き、その構成は委員のうちから委員長が指名する。

2 部会に部会長を置き、構成員の互選により定める。

3 部会の会議は、必要な応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。

(幹事会)

第8条 委員会に、委員会運営に関する事項の協議及び部会のとりまとめ等を行うため、幹事会を置き、その構成は委員のうちから委員長が指名する。

2 幹事会に幹事長を置き、委員長をもって充てる。

3 幹事会の会議は、必要な応じて幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(関係者の出席等)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会又は部会の会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見の陳述又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、市民活動推進課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、幹事会に諮り、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。